鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱(令和4年3月30日付第202100323861号鳥取県生活環境部長通知)の一部を次のとおり改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

第1条 略

(定義)

## 第2条 略

 $(1)\sim(4)$  略

(5) 特定建築物バリアフリー整備事業

特定建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条 第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。次号 の特別特定建築物において同じ。)のバリアフリー化に資する事業で、新 築、増築若しくは改築(以下「新築等」という。)、又は改修若しくは用途変 更(以下「改修等」という。)に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整 備事業をいい、次号に該当する事業を除く。

(6) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

特別特定建築物のバリアフリー化に資する事業で、新築等にあっては条例第 13条に定める特別特定建築物、条例第19条第1項の規定により設置するエレ ベーター及び施行令第5条に掲げる用途の建築物で新築等に係る床面積が 2,000㎡(公衆便所にあっては50㎡)未満のもの、改修等にあっては国要綱 附属第Ⅱ編第1章ロ-16-(6)第5項第4号に掲げる既存建築物バリアフリー 改修事業に該当し改修に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備事業 をいう。

## (7) とっとりUD認証施設整備事業

特別特定建築物のUD化に資する事業(前号に該当する事業を除く。)で、 新築等又は改修等により条例第24条第1項に規定するとっとりユニバーサルデ ザイン認証基準(規則第10条第1項により定めるとっとりUD施設認証制度要 綱(令和4年9月28日第202200144786号鳥取県生活環境部長通知。以下「UD 施設認証要綱」という。) 第3条の認証基準をいう。) に適合させる整備事業 をいう。

第3条 略

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業(以下「間|第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業(以下「間 接補助事業」という。)を行う建築主等(バリアフリーマップに当該建築物の情 報を掲載する手続きを行う者に限る。)に対し、当該間接補助事業に要する経費 (不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整 備(以下「バリアフリー整備」という。) に要するものに限り、第2号、第3号 及び第4号に掲げる事業にあっては、それぞれ別表1、別表2及び別表3の第4

(定義)

第2条 略

第1条 略

 $(1)\sim(4)$  略

(5) 特定建築物バリアフリー整備事業

特定建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条 第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅を除く。次号 の特別特定建築物において同じ。)のバリアフリー化に資する事業で、新 築、増築若しくは改築(以下「新築等」という。)、又は改修若しくは用涂変 更(以下「改修等」という。)に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整 備をいい、次号に該当する事業を除く。

改正前

(6) 特別特定建築物バリアフリー整備事業

特別特定建築物のバリアフリー化に資する事業で、新築等にあっては条例第 13条に定める特別特定建築物、条例第19条第1項の規定により設置するエレ ベーター及び施行令第5条に掲げる用途の建築物で新築等に係る床面積が 2,000㎡(公衆便所にあっては50㎡)未満のもの、改修等にあっては国要綱 附属第Ⅱ編第1章ロ-16-(6)第5項第4号に掲げる既存建築物バリアフリー 改修事業に該当し改修に係る部分をバリアフリー基準に適合させる整備をい う。

第3条 略

(補助金の交付)

接補助事業」という。)を行う建築主等(バリアフリーマップに当該建築物の情 報を掲載する手続きを行う者に限る。)に対し、当該間接補助事業に要する経費 (不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整 備に要するものに限り、第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、それぞれ別 表1及び別表2の第4欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」とい 欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除き、別表1、別表2及び別表3の第2欄に定める額(当該額とバリアフリー整備に要する額のいずれか低い額)を限度とする。)に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)の補助金を交付する。

 $(1)\sim(3)$  略

(4) とっとりUD認証施設整備事業

ア 交付割合 3分の2

イ 補助金の額 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額以下

2 略

第5条~第11条 略

(実績報告の時期等)

第11条~2 略

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年鳥取県規則第83号)第3条に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書、バリアフリーマップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類、条例第24条第1項に掲げる認定証の写し(とっとりUD認証施設整備事業の場合に限る。)を添付しなければならない。

 $4\sim6$  略

第12条~第13条 略

別表1略

う。)の額(仕入控除税額(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除き、別表1及び別表2の第2欄に定める額を限度とする。)に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)の補助金を交付する。

 $(1)\sim(3)$  略

2 略

第5条~第11条 略

(実績報告の時期等)

第11条~2 略

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年鳥取県規則第83号)第3条<u>第1項</u>に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書及びバリアフリーマップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類を添付しなければならない。

 $4\sim6$  略

第12条~第13条 略

別表1 略

別表 2 特別特定建築物バリアフリー整備事業

		T		対象経費					
1 事業[		補助対象	2 象上限額 <del>·</del> 円)		3 補助要件	4 補助対象経費			
1 車い	略	略		略		略			
す使用 者用等の 整備	改修等	3, 300_	(5, 500)	略		略			
<u>2</u> 玄関 の整備	略	3, 300_	(5, 500)	略		略			
3 洋式 便器の 整備	略	略	略	略		略			
<u>4</u> 小便 器の整 備	略		略	略		略			
5   	略		略	略		略			
6 す者易のス備 取用簡房一整	略		略			略			
7 便所 の出入 口の整 備	略		略	略		略			

別表2 特別特定建築物バリアフリー整備事業

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	C 1/3' / /	間接補助	対象経費			
1 事業[	区分	補助対象	2 象上限額 ·円)	3 補助要件	4 補助対象経費		
1 車い	略	略		略	略		
す使用 者用便 房等の 整備	改修等	3, 300 <u>X</u> (	は5,500	略	略		
2 エレ ベータ ーの整	新築等		3, 300	<u>別表1第2項第3</u> <u>欄に掲げる新築等</u> の要件	別表1第2項第4 欄に掲げる新築等 の経費		
備	改修等		22,000	別表1第2項第3 欄に掲げる改修等 の要件	別表1第2項第4 欄に掲げる改修等 の経費		
<u>3</u> 玄関 の整備	略	3, 300 <u>▼</u>	<u>は5,500</u>	略	略		
4 便器の 整備	略	略	略	略	略		
<u>5</u> 小便 器の整 備	略		略	略	略		
6 自動 水栓器 具の整 備	略		略	略	略		
7 す者 す す す り で り で り で の の る 備 が の る 備 に の る の る の る の る の る の る の る の る の る の	略		略	略	略		
8 の出入 口の整 備	略		略	略	略		

		m/z		m/z	m/ <del>s</del>	m/sz
	<u>8</u> 便所	略		略	略	略
	の手す					
	りの整					
	備					
	9 ベビ	略		略	略	略
	ーーチェ			, .	,,	
	アの整					
	備					
	10 乳児	略		略	略	略
		竹		岭	竹	竹
	用おむ					
	つ交換					
	台の整					
	備					
	<u>11</u> 手す	略		略	略	略
	りの整					
	備					
	12 廊下	略		略	略	略
	の整備			п		
	13 利用	略		略	略	略
		1000		<b>冲</b> 口	<b>严</b> 宜	<b>平</b> 台
	居室の					
	出入口					
	の整備					
	<u>14</u> 誘導	略		略	略	略
	用床材					
	及び注					
	意喚起					
	用床材					
	の整備					
	15 利用	略		略	略	略
	10 居室の	中口		μ□	۳µ	۳U
	段差解					
	消用の					
	整備					
	<u>16</u> ホテ	略	略		略	略
	ル又は					
	旅館の					
	客室の					
	整備					
	17 別表	l 1	別表 1 部	第 2 欄 各	別表1第3欄各項	別表1第4欄各項
	<u>11 所</u> 及び第 4 I		項に掲げ		に掲げる要件	に掲げる経費
I L	<del>以U加生。</del>	<u> ネル・ワ 和</u>	· 只(C)(1)	と民	に買ける女圧	ではいる性具

9 便所	略		略	略	略
<u>9</u> 使別   の手す	哈		哈	哈	哈
りの整					
備	m de		m fr	m/+	m/r
10 ベビ	略		略	略	略
ーチェ					
アの整					
備					
<u>11</u> 乳児	略		略	略	略
用おむ					
つ交換					
台の整					
備					
<u>12</u> 手す	略		略	略	略
りの整					
備					
<u>13</u> 廊下	略		略	略	略
の整備					
<u>14</u> 利用	略		略	略	略
居室の					
出入口					
の整備					
<u>15</u> 誘導	略		略	略	略
用床材					
及び注					
意喚起					
用床材					
の整備					
<u>16</u> 利用	略		略	略	略
居室の					
段差解					
消用の					
整備					
<u>17</u> ホテ	略	略		略	略
ル又は					
旅館の					
客室の					
整備					
18 音声	新築等	1か所当	<u>作り</u>	別表1第4項第3	別表1第4項第4

7項に定める新築 等又は改修等の事 業				
18 建築	略	略	略	(1)移動等円滑化
主の提				経路をバリアフ
案によ				リー基準に適合
るバリ				させる工事(第
アフリ				1項から第 <u>17</u> 項
ーの整				の整備に伴うも
備				のに限る。)に
				要する経費
				(2)別表1第8項
				第4欄に掲げる経
				費

※ <u>( ) 内は、</u>劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。

誘導装 置等の <u>整備</u>	改修等	1,000(3か所以 <u>内)</u>	欄に掲げる要件	欄に掲げる経費
19 オス トメイ ト用設 備の整 備	改修等	<u>1, 100</u>	<u>別表1第5項第3</u> 欄に掲げる要件	<u>別表1第5項第4</u> 欄に掲げる経費
20 車い す使用 者用駐 車施設 の整備	新築等 改修等	2, 200	<u>別表1第6項第3</u> 欄に掲げる要件	別表1第6項第4 欄に掲げる経費
21 電光       表 示       板、フ       ラッシィ       上等の       整備	新築等	500	<u>別表1第7項第3</u> 欄に掲げる要件	<u>別表1第7項第4</u> 欄に掲げる経費
<b>22</b> 主案 まままで ままま ままま ままま ままま ままま ままま	略	略	略	(1)移動等円滑化 経路を基準事に はることでは はでする はでする はでする がでする がでする がでする ででする ででする ででする ででする で

別表3 とっとりUD認証施設整備事業

IJ	リ衣る とか	J C 9 O	D 認	対象経費	
			2	7/13/社英	
	<u>1</u> 事業区	<u>分</u>	<u>着助対象上限額</u> <u>(千円)</u>	<u>3</u> 補助要件	<u>4</u> 補助対象経費
	<u>1</u> 車い す使用	新 築 等	<u>2, 600</u>	UD認証要綱別表1 (7) の第3欄	(1) 別表1第1 項第4欄に掲げる
	<u>者用便</u> 房の整			<u>に掲げる認証基準</u> <u>に適合すること</u>	<u>新築等の経費</u> (2) UD認証要
	<u>備</u>				<u>網別表1 (7)</u> の第3欄に掲げ
					る認証基準への 適合に要する経
					<u>費</u>
		改修	6,600 (11,000)	UD認証要綱別表	(1) 別表1第1
		<u>等</u>		1 (7)の第3欄	項第4欄に掲げる
				に掲げる認証基準	改修等の経費
				及び別表1第1項	(2) 第1項の新
				第3欄に掲げる改	築等の第4欄
				修等の要件に適合	(2)に掲げる経
				<u>すること</u>	費
	2 玄関	改修	6,600 (11,000)	UD認証要綱別表	(1) 別表2第3
	の整備	<u>等</u>		1 (2) の第3欄	項第4欄に掲げ
				に掲げる認証基準	る経費
				及び別表1第3項	(2) UD認証要
				第3欄に掲げる改	綱別表1 (2)
				修等の要件に適合	の第3欄に掲げ
				すること	る認証基準への
					適合に要する経
	2 +=	34 14	11 000	UD認証要綱別表	<u>費</u> (1) 別表2第16
	3 ホテ	<u>改修</u> 等	<u>11,000</u>	UD認証要綱別衣       1 (6) の第3欄	(1) 別表2第16 項第4欄に掲げ
	<u>ル又は</u> 旅館の	<u>寺</u>		1 (6) の男3 欄 に掲げる認証基準	<u> </u>
	客室の			及び別表 2 第16項	(2) UD認証要
	<u>各至の</u> 整備			<u> </u>	<u>(2) (1) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4</u>
	<u> </u>			<u> おる                                   </u>	<u> 刑力13女 1 (0)</u>

※ 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその 他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物<u>に限</u> <u>る</u>。

新設

4 車い 才使用 者用駐 寸使用 者用駐 車施設 等 の整備       4,400       UD認証要綱別表 1 (3) の第3欄に掲げる経費 (2) UD認証要 綱別表 1 (3) の第3欄に掲げる経費 (2) UD認証要 綱別表 1 (3) の第3欄に掲げる認証基準に適合すること         5 高齢 者又は 異 別別を 改修 用設備 等 の整備       1,100 UD認証要綱別表 1 (8) の第3欄に掲げる認証基準に適合すること       左欄に掲げる認証基準のの適合に要する経費 (2) UD認証要 綱別表 1 (8) の第3欄に掲げる認証基準に適合すること         6 UD 新 集				
4 車い 寸使用 名用駐 支 車施設 の整備       第 第 第 第 第 第 1 (3) の第3欄 に掲げる認証基準 に適合すること       (1) 別表1第6 項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要綱別表 1 (3) の第3欄 に掲げる認証基準 に適合すること         5 高齢 者又は 乳幼児 田設備 の整備       第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第			修の要件に適合す	<u>の第3欄に掲げ</u>
4 車い			<u>ること</u>	る認証基準への
4 車い 寸使用 者用駐 寸使用 者用駐 車施設 等       第 集 性				適合に要する経
す使用者用駐車車施設 事車施設 等       3       項第4欄に掲げる経費 (2) UD認証要 綱別表 1 (3) の第3欄に掲げる認証基準に適合すること         5 高齢者文は乳幼児 理別児 理別児 理別児 理別児 理別児 理別児 理別児 理別児 理別児 理別				<u>費</u>
査用駐車施設の整備     改修等       の整備     1,100       5 高齢者文は乳幼児用設備の整備     1,100       6 UD アドバーイザーの助言に係る構造及び設備に関する整備     1,000       7 別表2第1欄各項に掲げる額に掲げる額に掲げる認証基準に適合すること     1,000       7 別表2第1欄各項に掲げる額     1,000       7 別表2第1欄各項に掲げる額     別表2第2欄各項に掲げる要件       1 個各項に掲げる額     別表2第3欄各項に掲げる要件       1 個各項に掲げる額     に掲げる要件       1 個子項から前項に定める事業を除     1,000	4 車い 新 第	套 4,400	UD認証要綱別表	(1) 別表1第6
査用駐車施設の整備     改修等       の整備     1,100       5 高齢者文は乳幼児用設備の整備     1,100       6 UD アドバーイザーの助言に係る構造及び設備に関する整備     1,000       7 別表2第1欄各項に掲げる額に掲げる額に掲げる認証基準に適合すること     1,000       7 別表2第1欄各項に掲げる額     1,000       7 別表2第1欄各項に掲げる額     別表2第2欄各項に掲げる要件       1 個各項に掲げる額     別表2第3欄各項に掲げる要件       1 個各項に掲げる額     に掲げる要件       1 個子項から前項に定める事業を除     1,000	す使用等		1 (3) の第3欄	項第4欄に掲げ
車施設 の整備     等     に適合すること     (2) UD認証要 網別表1 (3) の第3欄に掲げる認証基準への 適合に要する経費       5 高齢 者又は 乳幼児 用設備 の整備     新 築 等 改修 等     1,100 等 1 (8) の第3欄 に掲げる認証基準 に適合すること     左欄に掲げる認証 基準への適合に要する経費       6 UD アドバ イザー の助言 に構造及 び設備 に関す る整備     新 築 等 と (建築設計標準に示すものに限る)       7 別表2第1 棚各項に掲げる額     別表2第2欄各項 に掲げる額     「規げる要件       7 別表2第1 棚各項に掲げる額     別表2第3欄各項 に掲げる要件     「足掲げる経費 (建築設計標準に示すものに限る)       7 別表2第1 棚各項に掲げる額     別表2第3欄各項 に掲げる経費 (建築設計標準に示すものに限る)		<u> </u>		
の整備       調別表1 (3) の第3欄に掲げる認証基準への適合に要する経費         5 高齢 者又は 等 乳幼児 用設備 の整備       1,100 UD認証要綱別表 に掲げる認証基準に適合すること       左欄に掲げる認証基準に適合すること         6 UD 新築 アドバ イザー の助言に係る 構造及 び設備に関する整備       1,000 UD認証要綱別表 1 (12) の第3欄に掲げる認証基準に適合すること       左欄に掲げる認証基準に適合すること         7 別表2第1 欄各項に掲げる額       別表2第2欄各項に掲げる要性       (建築設計標準に示すものに限る)         7 別表2第1 欄各項に掲げる額       に掲げる額       に掲げる要性		_		
S   高齢   者又は   芸   芸   大   大   大   大   大   大   大   大			<u>10,221</u> / 0 C C	
5 高齢 著文は 等 乳幼児 乳幼児 用設備 等 の整備     1,100 UD認証要綱別表 上欄に掲げる認証 基準への適合に要 する経費 する経費 する経費 する経費 で適合すること       6 UD 所定 が、 等 の助言 に係る 構造及 び設備 に関す 多整備     1,000 UD認証要綱別表 1 (12) の第3欄 に掲げる認証基準 に適合すること (建築設計標準に適合すること である事業 で第1 に掲げる額       7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第1項から前項に定める事業を除)     別表 2 第 2 欄各項 に掲げる要件	<u> </u>			
5 高齢 新 集 者又は 等 乳幼児 乳幼児 円設備 の整備     1,100				
5 高齢 新築 者又は 等 乳幼児 財政備 変修 用設備 の整備         1,100 区場げる認証基準 に適合すること         世界の第3欄 と掲げる認証基準 に適合すること         基準への適合に要する経費           6 UD アドバ 等 イザー 改修 の助言 に係る 構造及 び設備 に関す る整備         第 位 修 (建築設計標準に 示すものに限る)         第 位 (大き) の 第 3 欄 に掲げる認証基準 に適合すること         上欄に掲げる認証基準 (建築設計標準に 示すものに限る)           7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定める事業を除         別表 2 第 2 欄各項 に掲げる要件         別表 2 第 3 欄各項 に掲げる要件         「は掲げる経費 (建築設計標準に 示すものに限る)				
5 高齢 者又は 等				
者又は 乳幼児 用設備 の整備     等 等     1 (8) の第3欄 に掲げる認証基準 に適合すること     基準への適合に要 する経費       6 UD アドバ 子ドバ の助言 に係る 構造及 び設備 に関す る整備     新 築 改修 等     1,000 当 に協げる認証基準 に適合すること     UD認証要綱別表 1 (12) の第3欄 に掲げる認証基準 に適合すること     左欄に掲げる認証 基準への適合に要 する経費 (建築設計標準に示すものに限る)       7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業(第1 項から前項に定める事業を除     別表 2 第 2 欄各項 に掲げる要件     別表 2 第 4 欄各項 に掲げる要件     別表 2 第 4 欄各項 に掲げる要件	مخ خروات المطار الم	<u>**</u>		
乳幼児 用設備の整備     1,000     UD認証要綱別表 上欄に掲げる認証 基準への適合に要 1 (12)の第3欄 に掲げる認証基準 に適合すること       イザー の助言 に係る 構造及 び設備に関する整備     等     (建築設計標準に示すものに限る)       7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 額 (2 掲げる額)     別表 2 第 2 欄各項 (2 掲げる要件     別表 2 第 4 欄各項 (2 掲げる経費 (2 建築設計標準に示すものに限る)       7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定める事業を除     別表 2 第 3 欄各項 (2 掲げる要件     「2 別表 2 第 4 欄各項 (2 提案設計標準に示すものに限る)		<u>1,100</u>		
田設備 の整備     写     に適合すること       6 UD 新 築				
の整備         1,000         UD認証要綱別表 1 (12) の第3欄 2準への適合に要 4 で 2 を 2 を 3 を 3 を 3 を 3 で 3 を 3 を 3 を 3 を 4 を 3 を 4 を 3 を 4 を 4 を		<u>冬</u>		<u>する経費</u>
6 UD アドバ 字       新 集 字 ドバ 子 ヴ 宮 ひ 修 の助言 に係る 構造及 び設備 に関す る整備       1,000 日本 (12) の第3欄 に掲げる認証基準 に適合すること       左欄に掲げる認証基準 (建築設計標準に示すものに限る)         7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 繁等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定める事業を除       別表 2 第 2 欄各項 に掲げる要件       別表 2 第 3 欄各項 に掲げる要件       別表 2 第 4 欄各項 に掲げる要件	<u>用設備</u>   <u>等</u>		<u>に適合すること</u>	
アドバ (サー ) 改修 (の助言 ) 等 (に係る ) 構造及 (び設備 ) に関す ( 本 ) を整備 ( 本 ) を整備 ( 本 ) で設備 ( 大 ) を ) で設備 ( 大 ) で設備 ( 大 ) を ) で設備 ( 大 ) を ( 大 )	の整備			
イザー の助言 に係る 内護 で設備 に関す る整備       第 に掲げる認証基準 に適合すること       する経費 (建築設計標準に示すものに限る)         7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定める事業を除       別表 2 第 2 欄各項に掲げる要件       別表 2 第 3 欄各項に掲げる要件       別表 2 第 4 欄各項に掲げる要件	6 UD 新 第	<u>1,000</u>	UD認証要綱別表	左欄に掲げる認証
の助言 に係る 構造及 び設備 に関す る整備       第       に適合すること       (建築設計標準に示すものに限る)         7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定める事業を除       別表 2 第 2 欄各項 に掲げる額       別表 2 第 3 欄各項 に掲げる要件       別表 2 第 4 欄各項 に掲げる要件       に掲げる経費 (建築設計標準に示すものに限る)	<u>アドバ</u> <u>等</u>		1 (12) の第3欄	基準への適合に要
の助言に係る 構造及 び設備 に関する整備     等     に適合すること     (建築設計標準に示すものに限る)       7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業(第 1 項から前項に定める事業を除     別表 2 第 2 欄各項に掲げる額     別表 2 第 3 欄各項に掲げる要件     に掲げる経費(建築設計標準に示すものに限る)	イザー 改 値	<u>*</u>	に掲げる認証基準	する経費
に係る 構造及 び設備 に関す る整備       別表 2 第 2 欄各項 に関す る整備       別表 2 第 3 欄各項 に掲げる額       別表 2 第 4 欄各項 に掲げる要件       別表 2 第 4 欄各項 に掲げる経費 (建築設計標準に 示すものに限 る)         変の事業 (第 1 項から前項に定 める事業を除       の事業を除       第本		_	に適合すること	(建築設計標準に
構造及 び設備 に関す る整備     別表 2 第 2 欄各項 機各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定 める事業を除     別表 2 第 2 欄各項 に掲げる額     別表 2 第 3 欄各項 に掲げる要件     別表 2 第 4 欄各項 に掲げる要件				
び設備 に関す る整備     別表 2 第 1 別表 2 第 2 欄各項 間格項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定 める事業を除     別表 2 第 2 欄各項 に掲げる額     別表 2 第 3 欄各項 に掲げる要件     別表 2 第 4 欄各項 に掲げる要件				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
に関する整備       別表 2 第 2 欄各項       別表 2 第 3 欄各項       別表 2 第 4 欄各項         7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる 類築等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定める事業を除       別表 2 第 2 欄各項に掲げる要件       に掲げる軽費(建築設計標準に示すものに限る)				
る整備       別表 2 第 2 欄各項       別表 2 第 3 欄各項       別表 2 第 4 欄各項         7 別表 2 第 1 欄各項に掲げる       に掲げる額       に掲げる要件       に掲げる経費       (建築設計標準に示すものに限る)         第の事業 (第 1 項から前項に定める事業を除       ある事業を除       る)       る)				
7別表 2 第 1 欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第 1 項から前項に定める事業を除別表 2 第 2 欄各項 に掲げる額 に掲げる要件 に掲げる要件別表 2 第 4 欄各項 に掲げる要件 に掲げる要件 に掲げる要件 に掲げる要件 に掲げるの に掲げるの に掲げるの に掲げるの に掲げる要件 に掲げる要件 に掲げるの におけると においると におけると におけると におけると におけると におけると においると におけると においると においると においると においると においると  においると においる				
欄各項に掲げる 新築等又は改修 等の事業 (第1 項から前項に定める事業を除に掲げる要件に掲げる経費 (建築設計標準に 示すものに限る)		別表の笛の爛久頂	別実の笛の爛久頂	<b>別実9第4爛久</b> 頃
新築等又は改修 等の事業 (第1 項から前項に定める事業を除(建築設計標準に 示すものに限る)				
等の事業 (第1        示すものに限 すから前項に定 める事業を除		_   <del></del>	<u>に拘ける安件</u>	
項から前項に定める事業を除る)		<del>_</del>		
める事業を除		<del>-</del>		
		<del>-</del>		<i>්</i> )
		<u> </u>		
♥ ( ) 由は 劇相 知監相 時面鏡 冷共相 焦入相 八入労 工化店 →				

※ ( ) 内は、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に適用する。

様式第1号(第5条)

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位: 千円)

						( <del>+</del>   <del>-</del>	
1		2	3	4	7	8	
事業区	分	事業実施 (予定)箇所	事業費	間接補助対象 経費	県補助金 交付申請額	備考	
合	計						

- 番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。
  - ✓ 県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てる こと。
    - (1) 認定特定建築物整備事業 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
    - (2) 特定建築物バリアフリー整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗 じて得た額
    - (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗 じて得た額
    - (4) とっとりUD認証施設整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗 じて得た額
  - ウ 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に()書すること。
- 3 事業開始予定年月日
- 4 事業完了予定年月日

様式第1号(第5条)

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(単位:千円)

1	2	3	4	7	8
事業区分	事業実施 (予定)箇所	事業費	間接補助対象 経費	県補助金 交付申請額	備考
合 計					

- 注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分 注意 1 事業区分の欄には、要綱各別表1及び別表2の事業区分番号及び新築等 又は改修等の別を記載すること。
  - 2 県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てる こと。
    - (1) 認定特定建築物整備事業 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
    - (2) 特定建築物バリアフリー整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗 じて得た額
    - (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗 じて得た額
  - 3 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に()書すること。
  - 3 事業開始予定年月日
  - 4 事業完了予定年月日

様式第4号(第11条関係)

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位:千円)

様式第4号(第11条関係)

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(単位:千円)

1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8
事業区分	間接補助 事業者氏 名	建物名称 (用途)	事業 実施個所	事業費	間接補助 対象経費	県補助金 額	備考	事業区分	間接補助 事業者氏 名	建物名称 (用途)	事業 実施個所	事業費	間接補助 対象経費	県補助金 額	備考
合 計								合 計							

- 注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分 注意 1 事業区分の欄には、要綱各別表1及び別表2の事業区分番号及び新築等 番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。
  - イ 県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。
    - (1) 認定特定建築物整備事業 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
    - (2) 特定建築物バリアフリー整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗 じて得た額
    - (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗 じて得た額
    - (4) とっとりUD認証施設整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗 じて得た額
  - ウ 間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 配置図
    - (2) 事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類
    - (3) バリアフリーマップ掲載申請書
    - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 事業開始(予定)年月日

- 又は改修等の別を記載すること。
  - 2 県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。
    - (1) 認定特定建築物整備事業 間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
    - (2) 特定建築物バリアフリー整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗 じて得た額
    - (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業 間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗 じて得た額
  - 3 間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。
    - (1)配置図
    - (2) 事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類
    - (3) バリアフリーマップ掲載申請書
    - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 事業開始(予定)年月日

- 4 事業完了(予定)年月日
- 5 他の補助金の活用の有無 有・無
- ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載した書類を添付すること。
- ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容 を記載した書類を添付すること。
- ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

- 4 事業完了(予定)年月日
- 5 他の補助金の活用の有無 有・無
- ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載した書類を添付すること。
- ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容 を記載した書類を添付すること。
- ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

附則

この改正は、令和4年10月1日から施行する。